

佐賀県告示第70号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成26年佐賀県条例第87号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、令和3年3月16日から施行する。

令和3年3月15日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 N-（1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル）-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名：ADB-BUTINACA）及びその塩類
- (2) 化学名 1-[1-(3-フルオロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン（通称名：3F-PCP、3-Fluoro-PCP）及びその塩類
- (3) 化学名 3-{2-[エチル（プロピル）アミノ]エチル}-1H-インドール-4-イル=アセテート（通称名：4-AcO-EPT）及びその塩類
- (4) 化学名 エチル=(R)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[（R）-ピペリジン-2-イル]アセテート、エチル=(S)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[（S）-ピペリジン-2-イル]アセテート（通称名：threo-4-Fluoroethylphenidate）及びそれらの塩類
- (5) 化学名 エチル=(R)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[（S）-ピペリジン-2-イル]アセテート、エチル=(S)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[（R）-ピペリジン-2-イル]アセテート（通称名：erythro-4-Fluoroethylphenidate）及びそれらの塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、人の健康に被害が生ずると認められ、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため